

## 滋賀県市町村職員研修センター監査委員条例

〔平成 14 年 5 月 10 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 19 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 195 条および第 202 条の規定に基づき、監査委員の定数および監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 監査委員の定数は、2 人とし、識見を有する者のうちから選任する監査委員は 1 人、議員のうちから選任する監査委員は 1 人とする。

(代表監査委員)

第 3 条 識見を有する者のうちから選任された監査委員を代表監査委員とする。

(定期監査)

第 4 条 法第 199 条第 4 項の規定による定期監査は、毎年 1 回行う。

2 前項の定期監査を行うときは、監査の期日前 7 日までに、その旨を管理者に通知しなければならない。

(現金出納の検査)

第 5 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金出納の検査は、毎月、翌月の 10 日から 7 日以内に行う。ただし、休日その他やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(決算および証書類の審査)

第 6 条 法第 233 条第 2 項の規定による決算、証書類その他の書類の審査の結果に基づく意見は、審査に付された日から 3 か月以内に管理者に報告しなければならない。ただし、3 か月以内に審査を終了することが困難と認められるときは、あらかじめその旨を管理者に通知し、期日を延長することができる。

(関係人の出頭要求等)

第 7 条 監査委員は、法第 199 条第 8 項の規定により、関係人に出頭を求め、もしくは関係人について調査し、または関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めるときは、その期日前 7 日までにその旨を管理者および関係人に通知しなければならない。

(告示および公表)

第 8 条 監査委員の行う告示および公表は、滋賀県市町村職員研修センター公告式条例(平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 1 号)の定めるところにより、または同条例の規定に準じて行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、監査について必要な事項は、監査委員が協議して

定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成14年4月分および5月分の現金出納の検査は、同年6月10日から7日以内に行うことができる。